

「明治天皇紀」編修と西忠義

堀 口 修

はじめに

本稿の目的は、「明治天皇紀」を編修した臨時帝室編修局の事務方の立場で活躍した西忠義（一八五六―一九三四）が、同局を退職する際に臨時帝室編修局総裁金子堅太郎に提出したとされる「編修事務二関スル意見書」の内容を検討することである。その内容は、西が同局入局前、即ち明治天皇の崩御をうけて天皇の伝記を編修することを提議にした段階から、同局退職までの間、約一〇年に涉った業務の経験を踏まえて、事務方の視点から種々編修のあり方を提案し、さらには在職全体から今後の編修について具体的な提案をしている。現在、こうした性格（特に事務方の視点）の史料があまりないことから非常に貴重な史料と言わざるを得ない。そこで以下、西の意見書の内容を「明治天皇紀」の編修状況と突き合わせながら検討してみたい。なお、本稿での史料引用に際しては読みやすさを考慮し適宜句読点を付した。また〔〕内は引用者によるものである。諸賢の御理解を得たい。

一、西忠義経歴

現在、西忠義という人物を知る人はあまりいないので、まず最初に彼の経歴^②を確認してみたい。西は、安政三年、会津藩士の家に生まれる。明治四年、斗南藩生産局書記となる。同年、斗南藩廢藩。その後、若松県中学予備校で学ぶ。明治八年、若松県出仕・津川支庁詰を命じられる。同九年、福島県出仕・若松出張所勤務。同一〇年、福島県会議員に選ばれる。以後、福島県庁、栃木県足利郡長、樺山郡長を歴任した。この間、『福島県会沿革誌』の編纂、足利学校遺跡の保存に力を尽くした。足利郡長時代には足利地方の機械業界が不渡り問題で経済的苦境に陥った際、金融機関へ働きかけて危機を乗り越えたという。また明治三〇年、足利郡長の西は、足尾鉍毒問題解決のため精力的に活動していた田中正造と話し会う機会があり、救済策についてやりとりがあったという話が伝わっている^③。

その後、明治三〇年に北海道の檜山支庁長、同三四年に浦河支庁長に就く。この浦河支庁長時代、彼が地元の人々から高く評価されるころの日高種馬牧場誘致の成功という実績を生んだ。それには藤波言忠との出会いによるものであった。明治一二年、侍従に就いた藤波言忠^④は、明治天皇が乗馬に熱心であったこともあり、近代における馬政事業に深く関わり、特に下総御料牧場や新冠御料牧場の発展に尽力し、多くの業績を残した人物として夙に有名である。藤波は、明治一四年の北海道巡幸後の九月、松平正直らと連名で「牧畜振興意見書」を開催中の地方官会議に提出した^⑤。これは天皇が巡幸中、新冠御料牧場に侍従片岡利和を派遣し牧馬状況を視察させたことが何らかの影響を与えていたのかもしれない。以後、藤波と北海道との縁が深まっていった。同一五年、藤波は御馬掛主任となる^⑥。翌一六年、農商務省所管の新冠御料牧場が宮内省へ移管されたため、藤波と宮内大書記官堤正誼が新冠御料牧場御用掛となつた^⑦。また、同一八年には下総種畜場(後の下総御料牧場)御用掛となる。

明治三二年七月、藤波は主馬頭^⑩に任じられ、大正五年一月まで務めた。彼の牧畜・馬政に関わる仕事は国内外に及び、全国各地に派遣されただけでなく、欧米での調査も命じられていた。同三七年七月、内閣・臨時馬政調査委員会委員、同三九年五月に発足した馬政局の馬政次長事務取扱となる。ついで、同四二年一月発足の馬政委員会委員、同四四年八月には馬政委員会長に就いた。

さて、西は、浦河支庁長時代、日高実業協会を創設して農商務大臣に国有種馬牧場設置を上申する。その後、日露戦争があり馬匹改良が唱えられたこともあり、農商務省は候補地を鹿兒島、或いは青森を想定していた。日高は河川が多く橋梁架設などが今後の課題でもあり交通環境としては不利であった。そこで西は、鉄筋コンクリートを用いた橋を架け交通網の整備をはかるなど対応策を実施していった。そうした努力を重ねていた時、藤波は種馬牧場を設置する相応しい土地を探し求めて精力的に全国を巡り調査していた。そして浦河支庁長であった西と出会った。

西は、藤波に日高に種馬牧場を設置することを進言する。西からすると何が何でも誘致を実現したいとの思いであったという。そして日露戦後の明治三九年、藤波次長は、技師数名を伴い浦河町内の土地を調査し牧場地を選定した。翌四〇年六月、面積一万町歩にも及ぶ日高種馬牧場が開設されることになった。そして藤波と西の交流は以後も続いた^⑪。西は、明治四二年九月、浦河支庁長から小樽支庁長へ転任する。ところが、この年の八月、通信大臣後藤新平、韓国皇太子及び前韓国統監・元老伊藤博文などが来訪したため、その対応で職務繁忙となる中、一七日、新冠へ向かう途中の門別山中で乗車の馬車が転覆、車の下敷きになり気絶するほどの大負傷を負った^⑫。こうしたことも影響したのであろう、その後体調を崩した。そこで、同年静養すべく神奈川県小田原市に移転^⑬。ついで、翌四三年、小樽支庁が廃止されることになり、西はそれを機に官を辞した。

ところで、西が大負傷を負ったこと、また小樽支庁長を最後に官を辞したこともあり、昭和六年八月一八日（西が回復した日）を下して、彼の地域社会における長年の貢献に報いるため生祠西霊社の社殿建設の声が上がった。これは、

同年八月、仮殿が建設され西霊社と称し、翌七年に正式な社殿が造営される。ついで翌八年、西神社と改称された。昭和六年八月二八日付の「西霊社創設及維持の事」に記された西を顕彰する文に地域の人々の西への気持ちがよく表れているので左にその一部を引用したい。

日高の恩人 西忠義翁、明治三十四年浦河支庁長として上任、爾來在職九ヶ年、其間、初代故北垣国道男の意を継ぎ、日高実業協会を創設し、日高国標を撰びて、嚮ふ所を知らしむると共に、土木、交通、産業、教育の諸般に互り、日高興国の施設に熱血を注ぎ、其效績筆紙の尽す所にあらず。然も其一貫せる至誠の感化は、国の内外に及び、国人の其徳を称へ、曩に銅像建設の議ありしも、其承諾を得るに至らずして今日に及ぶ。依て代ふるに霊社を建設して、翁の徳を称ふるに若かず、との議起るや、国論期せずして一致し、茲に、翁が日高門別遭難の日を下して、浦河神社境内に、西霊社を創設し、永久に其の徳を伝へ、報本反始の実を挙げ、以て挙国信仰の社となすものなり。⁽¹⁴⁾

なお、藤波言忠も西同様、生祠として祀られ藤波神社雪初、西舎妙見社が創建されている。昭和二八年、二つの神社は、合祀され西舎神社となる。社殿は西神社の社殿を移築したものである。⁽¹⁵⁾ こうしたことから西や藤波が如何に地域社会の人々から信頼を寄せられ、尊敬されていたかがわかり、また両者の結びつきの深さが地域社会でも表出していることがわかる。⁽¹⁶⁾

二、臨時編修局入局の経緯

本節では西忠義が臨時帝室編修局へ入局した経緯と、入局後、「明治天皇紀」の編修に関しどのような点を問題視して行動したのかを彼の意見書である「編修事務二関スル意見書」を基にして、臨時帝室編修局関係の史料と比較し

ながら検討してみた。

明治四五年七月末、明治天皇崩御。大正改元。大正元年九月、大喪執り行われる。乃木希典殉死。この時、西は「私見」を立てたという。そして、西は天皇紀の編修を唱えるのであるが、この間の経緯については二つの史料を左に引用したい。

〔十月〕十四日藤子往訪す。時に宮内会計長官齋藤桃太郎・宗秩主事小原銓吉男来談、大喪の談に入る。乃木將軍の自刀より当時の事実に関し、天皇紀史料蒐集等の意見を宮相に稟申せしことに及ぶ、藤子之を可とし余亦御用掛として共に当るべしとの言明ありて、之が内申書起稿を託さる、乃ち之を草す。⁽¹⁷⁾

大正元年九月十三日忠義青山御大葬場ニ参列。翌十四日午前三時退出ノ際乃木將軍自刃ノ報ヲ聞キ痛ク感ズル所アリ。此日此機ヲ逸セズ 天皇紀編修ニ関スル意見書ヲ草シ旧友坂本俊健(内蔵寮主事)ニ示シ大賛成ヲ得タルヲ以テ、同人ニ託シテ之ヲ渡辺(千秋)宮相ニ呈ス。後、宮相忠義ヲ招ク。忠義委曲陳ス。宮相其旨ヲ可トシテ曰ク 予算及人繰ノ都合アリ。登極大礼ノ後之ヲ行フベシトノ内旨ナリ。越テ十月十四日湯ヶ原天野屋旅館ニ藤波子爵ヲ訪フ。小原男爵坐ニアリ。談偶々御大喪当日ノ事ニ及ビ忠義宮相ニ上陳シタル次第ヲ述ブ。子爵大ニ悦ビテ曰ク、余モ亦之ニ当リ共ニ御用掛トシテ先ヅ資料蒐集ヨリ始ムベシト。忠義御大礼ノ時、京都ニ赴キ以テ時機ノ至ルヲ待ツ。⁽¹⁸⁾

この二つの史料から、まず西が天皇紀編修の意見書を草して渡辺宮相に提出し、宮相は賛意を示すも、登極大礼後に行うとの内旨であった。ついで西は、藤波との面会時、その経緯を述べたところ、藤波が大に悦び共に御用掛として事にあたり、まずは資料蒐集から始めると述べたことがわかる。⁽¹⁹⁾なお、前者の起稿を託された「内申書」が如何なるものか、もしかすると事業計画案のようなものかもしれないが定かではない。

ところで、明治天皇の伝記を編修すべしとの意見は、各方面から唱えられていたようである。筆者も宮内省図書寮編修課長本多辰次郎や池辺義象の動向を注目し、特に池辺が書き残した意見書である「明治天皇御事蹟編纂局を宮中二置れたき議」⁽²⁰⁾の内容を検討してみると、「明治天皇紀」編修へ繋がる契機となったとの説には納得できるとの論文を発表している。⁽²¹⁾西や藤波の動きも十分検討に値するものではあるが、現在、筆者は西の「意見書」や「内申書」の原本を確認できていない。こうした点から本稿での検討も限界があることをここで明らかにしておきたい。他方、もし発掘されれば天皇紀編修開始の具体的背景をより深く検討することができるようになるので、今後史料発掘に積極的に取り組みたい。なお、渡辺宮相は大正三年四月に辞任し、新たに波多野敬直が就任した。この時、西の意見などが引き継ぎの中で話題となっていたのかはわからない。

三、編修上の問題点の指摘

大正三年一二月、「明治天皇紀」を編修する臨時編修局（後、臨時帝室編修局）が発足した。⁽²²⁾ついで同五年三月、藤波が御用掛、また同年六月、西が事務嘱託として入局した。既述した藤波の考えの通りに事が運んでいるようにみえる。そして、西は約一〇年の間、同局に在職したのであるが、最終的には事務方のトップである事務官につぐ事務主任・事務嘱託となり、事務系の立場ではあるが、実際の業務には資料蒐集にも関わっていた。そうしたことから編修のあり方について種々意見を有していた。また西のこと、藤波との意見交換も頻繁に行っていたことと思われる。

さて、退職に際し御用掛に任じられた西は、辞職二日前の同一五年七月一三日付で「編修事務二関スル意見書」を臨時帝室編修局総裁金子堅太郎に提出したとされる。なお、西の退職の背景には藤波言忠が大正一五年五月二四日に逝去したこともあったと推測している。西は、藤波と共に歩んできたが、それはそれで組織内で訝る向きもあったで

あろうことは想像に難くない。退職の理由として西は、関東大震災時に負傷した患部再患を上げているが、それと共に藤波の逝去をうけて自身も引き際と考えた結果であったと推測する。²³⁾

だが、ここで確認しておきたいことがある。それは、「編修事務二関スル意見書」が正式に金子が受理したもののなか、提出はしたが返却されたもののがわからないことである。意見書には「大正十五年七月十三日調大正十五年七月十三日西御用掛の名を以て提出せしもの」との但書があるが、彼の日々の動向を記した「西翁閱歴抄録」の一日、一五日、いずれの日にも意見書のことは一切書かれていないからである。勿論、内容からして書き記すことが躊躇されたことかもしれない。書かれていないからそうした事実がなかったとは言えない。なお筆者は、西の意見書を臨時帝室編修局の史料の中で確認できていない。こうしたことは十分認識しておく必要がある。

さて、「編修事務二関スル意見書」の検討に入ろう。

○冒頭部分

それは、前半で西が編修事務に従事した時の問題点とその対策を記し、後半で今後の編修のあり方を提案している。そこでまず前半部分の内容を検討する。

まず最初に修史館開設（明治二年）の際、総裁三条実美が賜った勅語の一部「修史八万世不朽ノ大典祖宗ノ盛挙ナル二三代実録以後絶テ続ナキハ豈大闕典ニ非ズヤ」云々を引用し、言外に「明治天皇紀」編修の意義を明かしている。ついで東京帝国大学史料編纂掛による史料編纂、宮内省図書寮での歴代天皇実録の編纂に触れた後、臨時帝室編修局での明治天皇紀は「将来ノ模範」たるを期して「謹厳ノ筆」であることは勿論であるが、開局以来「義例」を建てずに来たことを問題だとする。

自分は、今日まで数次「義例」を立てることを進言したが議に上がることはなかった、しかし最近、編修官長の更

送があつたのでその議が入れられることを信じる。また、彼は従来の編修を楼閣の建築に例え、「匠図」（設計書・図画）がないまま、材料は得るに随つて蒐集したが、それらの「要否ノ鑑別」をいまだしていないと指摘する。いま、五年間で完成すると告げられたが、一ヶ年を予備として四ヶ年で完成することを予期すべきで、四ヶ年中の資料蒐集のため、御紀叙述の範囲を明定し、「編修規程義例」を設定し、本局官制第一〇条により「編修規程及功程」を定め、宮内大臣の承認を得て実行すべしと唱える。

右のうち、編修官長更迭とは、大正一五年五月一七日付で竹越與三郎⁽²⁵⁾から三上参次に代わつたことをいう。また五ヶ年で完成とは臨時帝室編修局総裁金子堅太郎が編修官長交代をうけて、宮内大臣一木喜徳郎の承認を得て、今後五ヶ年で編修を完成させるとしたことを指す。因みに竹越の編修はスケールが大きく、いつ終わるかしれないと思つた編修官がいたのも事実である。その編修官は、渡辺幾治郎である。

竹越先生の史観も文明観も、明治時代の日本、天皇親政を名実共に実現したまうた明治天皇に於ては、誰しもそこに十分の真理を見出すことと思ふ、しかし先生のやうな規模で、書き出しては、如何に膨大な天皇紀が出来るか、それがまた何年になつたら完成するか、殆ど見通しがつかないことになりはしまいか、これは一種の偉観で、明治大帝の御伝記としては、如何にもふさわしいかも知れないが、実は竹越先生にして始めて能くすること、我々ごとき凡庸な助手を役使して、定められた年限では、到底出来ることでない。だが先生によつて、天皇紀はどういふ風に記述するかといふことの見通しはついた。まあ編修の基礎が定まつたといはれやう。故あつて先生は業半ばにして辞任されたので、更に編修上に新方針が樹立されることになつた。⁽²⁶⁾

この渡辺の発言から如何に竹越の天皇紀編修が並外れたもので「一種の偉観」であると言わしめている。これでは完成がおほつかない。そこで金子総裁は、竹越を更迭し、三上官長に完成を目指させたのである。渡辺幾治郎によると、三上は、天皇紀と国史の区別を認めながらも天皇紀は統治の歴史を主眼とし、かつ時勢の背景も必要に応じて簡

明に記述し、天皇を離れた国史は天皇紀ではないとする姿勢であったと言う。その三上は、左の指針に基づき編修を進捗させるべく、大正一五年六月一四日、金子総裁の承認を得てこれが実行に着手した。

一、編修綱領ノ各条ニ就キ成可狭義ノ解釈ヲ採ルコト、シ、其第一条第三条及第六条ニ就キテハ最モ其注意ヲ要スルコト。

二、記述ノ範囲ヲ縮小シ背景的叙述ヲ簡略ニシテ、天皇ノ御言動後意思ヲ表明スヘキ記述ノ充実ニ努メ、出来得ル丈ケ速成ノ方法ヲ講スルコト。

三、先ツ編修綱領第二条全段ノ趣旨ニ拠リ御府ニ尚蔵セラルヘキ御紀ヲ編修シ、同条後段ニ所謂公刊スヘキモノハ之ヲ第二段ノ事業ニ譲ルコト。

四、編修ノ方法ニ就キテハ編修綱領第四条ニ主トシテ編年体ニ拠リ、必要ニ応シテ紀事本末体ヲ参用スルカニ就キテハ大ニ注意ヲ要スルヲ以テ、實際ニ就キテ篤ト考慮スルコト。

五、五大ニ力ヲ資料蒐集ニ用フルノ要アルヲ以テ各部ニ於テ所属編修官補中ヨリ各一人ヲ擇ヒテ其事ヲ担任セシムルコト、シ場合ニ依リテハ別ニ此三官補ヲ統轄スル者一人ヲ置クコト。

六、英仏文ノ翻訳ハ当分之中止シ、其担任者ヲシテ編修ニ従事セシムルコト。⁽²⁾

その後、編修は五ヶ年で完了せず、編修期間を数年延ばさざるを得なかったが、昭和八年九月、金子、三上の下で完成した「明治天皇紀」が天皇に捧呈された。

四、「義例」の問題

さて「義例」の問題であるが、後述の「経過要約」でも触れているが、ここで纏めて述べることにする。そもそも

西のいう「義例」とはどのようなものなのか。筆者が思いつくのは「天皇実録義例」^⑧である。左に引用してみる。

天皇実録義例

- 一本実録ハ列聖ノ御事蹟ヲ記述スルヲ本義トスレトモ、今暫ク今上陛下ノ御事蹟ヲ記スルニ止メ、就中帝室日誌ノ後ヲ継キテ明治二十六年一月一日ヨリ筆ヲ起シ、略ホ成緒アルヲ待チ遡リテ明治初年ヨリ編修ス。
- 一天皇ノ御起居ハ小事ト雖之ヲ記ス。臨時ノ朝会儀典亦皆之ヲ記ス。
- 一天皇ノ御起居ト雖モ、日々恒例トシテ定レルコトハ常ニ異ナリタル事故アルトキニ限り之ヲ記ス。例セハ平日出御入御ノ如キ凡ソ例刻ニ行ハセラル、時ハ載セサルカ如シ。
- 一恒例ト雖、祝祭日ノ御親祭及伊勢神宮奉幣歌御会始御講書始ノ如キハ之ヲ記ス。
- 一詔書勅書及勅語ハ事件ノ性質、発表ノ形式如何ニ拘ラス其ノ全文ヲ採録ス。
- 一三后ノ事蹟ハ天皇実録中ニ併録ス。
- 一官吏ノ任免ハ明治十八年官制改革以前ハ勅任一等官、以後ハ親任官同待遇者ニ限り之ヲ採録ス。但シ宮内勅任官同待遇者ハ前後皆之ヲ載ス。
- 一宮内省ノ官制ハ其ノ大要ヲ記載ス。
- 一功臣ノ薨卒ハ或ハ国葬ヲ賜ヒ或ハ正式ノ勅使ヲ立テラレ、誅ヲ賜ハリシモノ、ミヲ掲記ス。
- 一拝謁及御陪食仰付ケラレシ場合ノ如キハ必其ノ姓名ヲ記ス。但シ三大節拝賀ノ如キ恒例ニ属スルモノハ此ノ限ニ在ラス。
- 一天災地変等ニテ御救恤金ヲ賜ハリシ時ハ其ノ事実ヲ略記ス。
- 一本実録ハ宮内省各局部並内閣諸官省ノ文書、記録、官報及帝室日誌、帝室例規類纂其ノ他官撰書冊ヲ本拠トシ、傍諸家ノ伝記等正確ナル記録ヲ博搜シテ収録ス。

一 踐祚以前ノ事歴ハ之ヲ実録ノ首ニ略記シ、爾後ノ記事ハ日ヲ以テ月ニ繋ケ月ヲ以テ年ニ繋ク。故ニ一事ノ顛末
数所ニ散見ス。然レトモ間々又一所ニ匯収シ或ハ条下ニ註記スルコトアリ。例セハ立后、立太子及皇太子成婚
等ノ場合ニ於テ、条下ニ其ノ略伝ヲ記シ、又ハ其ノ由来ヲ遡記スルカ如シ。

一 平闕ノ式ハ一切之ヲ用キス。

一 廃藩前諸侯及藩士ハ其ノ藩名ヲ名下ニ注ス。

「天皇実録義例」は、全二二ヶ条にわたり天皇が関わった事柄・事蹟中、何を選別して叙述するのか、或いは叙述スタイルはどのようなものにするのか、ということについて基本ルールを定めたものである。尤も、こうした「義例」で実際、編修員たちは叙述できるであろうか。筆者は、さぞや編修員たちは自らの知識と文才とで叙述したことであろうと推測する。

さて、それでは「明治天皇紀」の編修ではどうであったのか。西は、「明治天皇紀」編修上、いまだ「義例」が定められていないという。だが筆者は、西の認識には一部違和感がある。そこで筆者は、西がいう「義例」は編修要綱や編修綱領ではないかと仮定して、以下論を進めてみたい。

① 編修開始直後の大正四年一月三〇日付で定められた「編纂要綱」⁽²⁹⁾（全五ヶ条。臨時編修局官制第一〇条に基づく）は、左にみるように極く極く基本的な方針を定めたもので、飽くまでも要綱レベルのものであった。なお編修期間は、「大約五年」とされていた。西が入局した時のものであるが、確かにこれでは彼が納得しなかったのは故ありか。

編纂要綱

一 編修分担ノ事

第一部

池邊編修担当

嘉永五年御降誕以後儲位御時代全部

第二部 重田編修担当

御即位以後廢藩置県ニ至ル

第三部 三宅編修担当

明治五年以後明治十八年ニ至ル

第四部 股野編修長担当

明治十九年以後明治四十五年ニ至ル

- 一 全部編修ノ功程ハ大約五年ヲ以テ卒業ヲ期シ進捗スル事
- 一 参考用トシテ年表ヲ調製スル事
- 一 明治四年以前ノ材料ハ主トシテ維新史料編纂会蒐集ノモノヲ借覽拔萃スル事
- 一 明治天皇実録ハ専ラ御盛徳御聖蹟ヲ主トシテ編纂スルモノニシテ国史ノ編纂トハ自ラ其主旨ヲ異ニスルモノトス

②大正七年六月八日、皇室令第三号により官制を改正する。「幹事」を「主事」、「編修長」を「編修官長」、「編修」を「編修官」にそれぞれ改め、新たに「編修官補」が置かれた。さて、こうして編修体制を改変したのであるが、それに関連してつぎのようなことがあった。「明治天皇紀」編修に非常な熱意を持つて臨んでいた、副総裁金子堅太郎と御用掛藤波言忠は、編修のあり方についても深く考えるところがあり、それぞれ臨時帝室編修局総裁土方久元に左の内容の建議²⁰⁾を行ったと言う。

藤波は、明治天皇紀は天皇の盛徳を經とし、偉業を緯として編修するを要す。即ち天皇の祖宗を崇い臣民を憐れみ忠孝の教えを垂れ、立憲の政を創めたことは盛徳中の盛徳と奉ること、また維新の大業は百揆の基となり教育の普及、実業の振興、国防の充実、版図の拡大、経済の發展等は偉業中²¹⁾の偉業としなければならぬことなので、これら

を御紀中の骨子として、その他の盛徳は偉業と俱に之を叙述しなければならぬとした。

金子は、天皇は国を以つて家となすので明治天皇紀は天皇の御言行を記述する伝記であると同時に、天皇の治世中に起きた重要事件及び国勢の隆替を録する国史であるべきとした。

そして大正七年一〇月、宮内大臣波多野敬直に対し正式に「御紀編修二関スル綱領」とその附属としての「甲第一号 資料採録範圍」⁽²²⁾、「甲第二号 編纂規定」⁽³³⁾、「御紀資料採集規程」⁽³⁴⁾を内申して承認を得る。そして天皇紀の編修年限は、向こう約一〇ヶ年とし、資料採集規程及び編纂規程を定め、資料採集主任を置き、藤波御用掛を以つてこれにあてるとされた。ここに最初の本格的な編修方針である綱領が定まり、細々とした記述の基準も明確化され編修作業の進捗がはかれることになった。

御紀編修二関スル綱領

第一 御紀編修ノ方法ハ編年体ヲ主トシ、重要ナル事件ニ付テハ紀事本末体ヲ併セ採ルモノトス。

第二 資料採録仮稿本作製及御紀編修ニ要スヘキ年限ハ向フ約十ヶ年トス。但シ今後少クトモ二ヶ年以内ニ御紀ノ編修ニ着手スルモノトス。其ノ編修ノ方法ハ追テ之ヲ定ム。

第三 資料採録ノ範圍ハ御行実竝御聖徳御偉業ニ関スルモノヲ主トシ、政治上社会上百般ノ事件ニシテ御聖徳御偉業ヲ記述スルニ必要ナルモノハ之ヲ採録スヘシ。其ノ細目ハ甲第一号ヲ以テ之ヲ定ム。

第四 採録シタル資料ハ一応之ヲ仮稿本ニ編纂スルモノトス。仮稿本編纂ノ体裁ハ甲第二号ヲ以テ之ヲ定ム。

第五 編修各部ノ担当期間ヲ定ムルコト左ノ如シ。

第一部 池辺編修官

自嘉永五年九月二十二日

至明治十四年

第二部

幸田編修官

自明治十五年

至明治卅一年

第三部

木寺編修官

自明治卅二年

至大喪

第六 仮稿本作製ノ年限割ヲ定ムルコト左ノ如シ。

(中略)

第七 仮稿本提出ノ時期ハ毎年六月十二月ノ二回トス。毎回各部ニ於テ前項年度割ノ示ス期間ノ仮稿本編纂ヲ了シ、編修官長ヨリ之ヲ総裁ニ提出スヘシ。

第八 参考用年表ハ既ニ明治八年迄ヲ調製セルヲ以テ、漸次明治九年以後ノ年表ヲ完成スルコト。

御紀編修ニ関スル綱領第一ニ依リテ編修スヘキ方法ノ一例。

明治元年八月廿七日

○即位ノ大礼ヲ行フ

(以下略)

「甲第一号 資料採録範圍」は、天皇の公私に渉る行為、すなわち詔書發布をはじめ、恒例・臨時の祭祀や儀式、各種皇室施設の由来、観桜会・観菊会、御会食、御乗馬、外交・戦争などの国内外の事件・事象、大喪、贈位・贈官、授爵・陸爵など、一三六項目に及ぶ執筆対象事項が列記されている。これらは本文執筆の際、明確な基準となつたものと思われる。

「甲第二号 編纂規定」は、全五章立てでかなり詳細な規定となっている。第一章は「仮稿本編纂ノ順序」の規定で、全四節「資料ノ採録」・「採録資料ノ整頓」・「仮稿本ノ編纂」・「補足資料ノ整理」(以上、全九条)。第二章は「採録様式」の規定で、全二節「資料採録様式」・「書判印記記載様式」(以上、全二二条)。第三章は「校合校正手続」の規定で、全八条。第四章は「編纂様式」の規定で、全二節「資料ノ配置」・「摘要文」(以上、全一二条)、第五章は「呼称」の規定で、全二節「人名」・「外国ノ国名地名及人名」(以上、全六条)の構成からなる。「編纂規定」の各規定は、いずれも編修を進める上で非常に大切なルールであり、これですべてが統一的に表記されるものではないのであるが、原理原則があることは本文執筆者にとって役に立つものであったことは間違いないであろう。

「御紀資料採集規程」は、全八条からなる。例えば第一条では「資料採集ノ方面」として宮内省及各官庁、官公私立図書館及博物館、神社及寺院、華族諸家、関係諸家、資料所蔵家をあげる。第二条では編修官は次回に提出する「仮稿本ノ編纂ニ必要ナル資料ノ要項」を調査して、予め編修官長に申し出る。第三条ではその申し出がある時は編修官長は、それを一括して資料採集主任に移牒する。第四条では資料採集主任は移牒をうけた場合、或いはそれ以外でも臨時に「各地ニ出張シ資料ノ採集及史蹟ノ調査」を行い、前項随時出張の場合には採集主任は「採集ノ資料及調査ノ史蹟ニ付編修官長又ハ編修官ト協定」する。第六条では資料採集のために「関係諸家ヲ訪問」し、または「関係者ヲ招聘シテ談話ヲ聴取シ筆記ヲ作」つて資料に供する。第七条では「採集シタル資料」は図書係に提出して図書係は「目録ヲ作製」して保管する。

③大正七年一月、土方総裁が逝去。同月、後任として田中光頭が第二代総裁に任じられた。だが、田中総裁の就任二〜三ヶ月にして編修局の空気は一変する。彼の就任にあれこれ理由をつけて反対する者がいたのである。⁽³⁵⁾そして彼は、大正八年五月、依願被免⁽³⁶⁾となる。

ところでこの田中を巻き込んだ騒動中、当局者がその対応に苦慮したあげく「窮余の一策として編修局を廃止する

と共に文部省の維新史料編纂局をも廃止し、之を合併して別の一局を設置すること、して田中総裁を自然廃官⁽³⁷⁾とする案が出た。この時、従来一部にあった合併論が表面化したのである。二つの歴史編纂事業に対する批判的視点が依然として存在していたことの意味を深く考えなければならぬ。

さて、金子は、「明治天皇紀」編修の根幹となる点をさらに明確にした編修方針を確立すべく力を入れる。その後彼は、元アメリカ合衆国大統領セオドア・ルーズヴェルトに伝記の叙述形態を問い合わせたり、他方で山県、松方、西園寺の三顧問とはかり、また学者の意見を徴して編修方針の基礎及び範囲を明確にして「聖皇伝記」であるとともに「日本帝国の歴史」たる「明治天皇紀」を編修することをめざす。大正九年五月、上奏を行い、左の「明治天皇紀編修綱領」⁽³⁸⁾全一条を定めその方針を以って編修事業を進行することを願ひ出た。

明治天皇紀編修綱領

- 一 天皇ハ国ヲ以テ家トシ給フカ故ニ、天皇紀ハ天皇ノ言行ヲ記スル伝記タルト共ニ、天皇ノ治世中ニ起リタル大小ノ事変國勢ノ隆替ヲ録スル國史タラサルヘカラサル事。
- 二 明治天皇英邁ノ資ハ天授ニシテ、史臣等ノ妄リニ論議スヘキニアラス。故ニ明治天皇紀ハ天皇ノ言行ヲ事実ノマ、ニ記述シ、敢ヘテ粉飾スル所アルヘカラス。若シ夫レ明治天皇紀成ルノ後、直チニ之ヲ公刊スヘキヤハ其ノ幾分ヲ削リテ公刊スヘキヤ、一ニ之ヲ聖断ニ待ツヘキモノナル事。
- 三 明治天皇ニ奉侍シテ内外ノ枢機ニ参画シタル輔弼ノ老臣勲舊ノ百僚ハ、皆明治時代ヲ築クニ与リテ力アルモノナルヲ以テ其ノ功績ヲ記スヘシ。又民間ニアリテ文明ノ進歩ニ寄与シタル者ノ事蹟ヲ記録スヘキ事。
- 四 明治天皇紀ハ主トシテ編年体ニ拠リ、必要ニ応シテハ記事本末ノ体ヲ參ヘ用キル事。
- 五 明治天皇紀ハ明治天皇御降誕以後ノ事ヲ記録スルモノトス。嘉永前後ノ形勢ヲ記述スルモ、之ニ因リテ時勢ノ由ツテ来ル所以ヲ示スモノナルヲ以テ、其ノ大略ヲ述フルニ止ムル事。

六 明治時代国内形勢ノ推移ハ外勢ノ刺激ニ因ルコト多キヲ以テ、明治天皇紀ハ内政ニ関聯シテ外勢ヲ叙録シ、以テ其ノ内外相交渉スル所以ヲ明ラカニスル事。

七 明治天皇紀ハ勅旨ヲ奉シテ撰修スル所ナルヲ以テ、其ノ文字ノ排列ニハ擡頭闕字ノ例ヲ踏マサル事。

八 簡人ノ著述ニ係ル歴史又ハ伝記ハ事実ノ出所ヲ証明スル例アリト雖モ、明治天皇紀ハ史臣課分チ証ヲ挙ケ検討ヲ尽クシタルモノナルヲ以テ、別ニ出所ヲ挙クルヲ要セス。但シ資料ハ長ク宮中ノ一局ニ保存スル事。

九 明治天皇紀ノ文章ハ時文ヲ用キ、仮字用法ハ文部省ノ定メタル仮字(名)用字格ニ拠ルヘシ。但シ熟語又ハ名称等ハ当時慣用シタルモノニ從フ事。

十 明治天皇紀ハ之ヲ欧文ニ翻訳スルコト。但シ翻訳開始ノ時期ハ史局事業ノ繁閑ニ從ヒテ別ニ之ヲ定ムル事。

十一 明治天皇御一代中ノ重ナル事蹟ヲ図画ニ表シ、之ヲ明治天皇紀附録トスル事。

この「明治天皇紀編修綱領」の中で最も注目する点は、編修理念を明確にした点にあると考える。筆者は、これは「明治天皇紀」編修の根幹をなし、そのバックボーンとなつたと考へている。どんなに完全無欠の義例、或いは編修綱領を作成しても、編修員が十分使いこなせず、空回りしてしまつては本末転倒であろう。

右にみた「御紀編修ニ関スル綱領」、「甲第一号 資料採録範圍」、「甲第二号 編纂規定」、「御紀資料採集規程」、「明治天皇紀編修綱領」を確認するにつけても西の認識には違和感がある。

○ 「経過要約」

つぎの「経過要約」は、前半で既に記述した自身が天皇紀の編修を唱へ、そのために各方面に働きかけたことを書いている。後半では既述したところの「義例」がいまだ定められていないとの西の持論が展開した後、「開局十年間ニ総裁、副総裁、編修官長、編修官ノ交迭アリ。資料採集ヲ撰行セシ副総裁ノ病故アリテ、編修資料蒐集ニ随時汲々

タルモノアリ。資料調査甄別ヲ要スルモノアリ。更ニ資料採集ノ急ヲ告グルアリテ、痛心憂慮ニ堪ヘザリシニ、最近編修官長ノ交迭アリ。後任其人ヲ得、右義例設定ヲ始メ其實ヲ挙グベキノ曙光ヲ認ルヲ得タルハ実ニ至幸」と、三上官長のリーダーシップに期待する旨を述べる。

そして、右の規程及びつぎに述べる職員服務、經費計画書を設定した上は、「一氣呵成ニ予定ノ如ク決行シ以テ有終ノ美ヲ成スベキ」と書す。

五、今後の編修についての意見

本節では「編修事務ニ関スル意見書」の後半で、西忠義が今後の編修はどうあるべきかを提案した内容を検討する。その部分には、「刻下急務」、「職員服務」、「經費予算付残務」で構成されているので、それぞれに分けて検討する。

○「刻下急務」

既述した大正四年、同七年、同九年の要綱・綱領に言及し、資料蒐集の範囲が徐々に拡大したため、その関係が頗る汎くなった。資料蒐集に少しも遺漏なきを期し、その取捨鑑別を確正して編纂の体様を整備し、謹嚴の筆により万代に典ふるに足るもの、特に模範たることを欲するならば、多数の歳月と甚大の努力を必要とする。そして、向こう五ヶ年を期して結了するには、つぎの五つの要件が必要とする。

第一 二右ノ範囲程度ニ就テ深ク考量ヲ要シ、且慎重ノ研究ヲ遂ゲ以テ此範囲ヲ明定セラル、コト。

第二 前項ト同時ニ編修規程ヲ設定シ、其義例ニ於テ各事項ノ範囲ヲモ明定スルコト。

第三 前項範囲ヲ目標トナシ資料蒐集ニ挙局一致全力ヲ尽クスコト。

第四 資料監査鑑別正確ノ整理ヲ要ス。

第五 編修功程ノ設定ヲ要ス。

これらの内、官制第一〇条により宮内大臣の承認を経て実行すべきものは別に「案」を添付したという。但し、『西忠義翁徳行録』では「案」を確認できない。

○「職員服務」

ここでは、編修を取り巻く環境、また編修員の自覚、意識にまで踏み込んで問題点を指摘し、その対策を記している。すなわち組織における指示命令系統の確保、局員の編修へ取り組む心構え、局員が安心して職務に臨み「危惧ノ念」を抱かせない（編修終了後の局員の不安を念頭にしたものか）、臨時組織への手当（特別待遇・奨励方法の設置）、本局の理解など、組織運営の難しさを滲ませたものであるが、西の局員への思いも伝わってくる。

第一ニ服務規律ヲ重ンゼシムルハ勿論ナレドモ、局員ヲシテ一致同心戮力ノ親和ヲ図リテ、上下意思ノ疏通ヲ円満ニシテ相互阻隔ノ弊ヲ生ゼシメザルコトヲ旨トスルコト。

第二 局員ヲシテ常ニ喜ビテ其職ニ安ンジ、苟モ危惧ノ念ヲ抱カシメサル様注意ヲ要スルコト。

第三 本局編修事務ハ他ノ部局ノ事務ト異ナルガ故ニ、編修ニ服スルモノハ特別待遇ノ道ヲ開クト共ニ奨励ノ方
法ヲ設クルコト。

第四 本局編修事務ハ他ノ部局ト異ナル事実ヲ本省関係ノ部局長ニ知悉セシムルコト。

第五 前項編修事務ト当局庶務ノ事務トハ其取扱ハ異別ナリト雖モ、努メテ寛容輔翼鳥ノ両翼車ノ双輪ノ如クナ
ラシムルハ勿論、前項ト同ジク本省関係部局長ヲシテ知悉セシムルコト。

以上関係部局長ニ知悉セシムルノ必要ハ、本局上司ニ於テ局員ヲ督励鞭撻セラル、アルモ、事務ノ敏活望ム

ベカラザル事尠シトセス。将来事務ノ進捗ヲ図ルノ上ニ於テ銳意活気活動ヲ要スレバナリ。

この中の本省の理解を求めている箇所は、本省の事務方と交渉することが多い臨時部局の臨時帝室編修局の事務方の西としては切実なものであつたらう。宮内省は、天皇及び皇族の活動を支えている組織で、日々目の前の業務に力を尽くしている。臨時帝室編修局が「明治天皇紀」を編修していることは一応理解しているが、どこか理解が及ばないところがあると、西は実感していたのであろう。西は、編修事務と当局庶務の事務はその取り扱いが「異別」と認めるも、「努メテ寛容輔翼鳥ノ両翼車ノ双輪」であることは勿論、本省関係部局長に編修業務の意義を「知悉」させることを勧める。異質な部局関係者の切実な思いであらう。また本局上司は「局員ヲ督励鞭撻」しているが、「事務ノ敏活」を望む事が少なくないので、将来事務の進捗をはかるには「鋭意活気活動」が必要であるとする。

○「経費予算付残務」

ここでは、継続事業として人件費、需用費の調査を行い、予算を立て、その執行を怠らないで編修事業の完成を期するために、つぎのことを提案する、そして第二段階で「明治天皇紀」の発行、神社・学校・図書館、及び親任官へ抄本(紀要。御紀の要約)を下賜することを提案する。但し、これは第二段で行うことが便宜であるとする。第二段は、内容から「明治天皇紀」完成後の段階を指していると思われる。

一 御紀印行の事

二 神社学校及図書館等ニ賜ハル抄本(紀要)

三 親任官以上ニ賜ハル抄本(紀要)

但シ此抄本トハ御紀ノ要約ヲ抄録シテ下賜セラル、モノノ仮ノ名ナリ。故ニ追テ相当ノ名ヲ附セラル、モ可トス。

そして、追記として前頭の「別記其他細則」に関わるものは「別通及別表」を添付したという。但し、これらも『西忠義翁德行録』では確認できない。

おわりに

以上、西忠義の経歴、藤波言忠との出会いと信頼関係の構築、西の天皇紀編修についての意見書提出、藤波について臨時編修局入局の経緯を、また、西の「編修事務二関スル意見書」の内容を「明治天皇紀」の編修状況と突き合わせながら検討してきた。そこで以下、検討から導き出された成果をも踏まえながら重要と思われる点を確認しておきたい。

明治天皇の崩御後、天皇紀編修の必要が宮内省内外から唱えられたことを、西の活動から理解することができたこと、また「職員服務」からは編修の現場がいろいろ問題を抱えていたこと、さらに「経費予算付残務」で唱えられた「御紀印行」や抄本の下賜を提案していたことなどの情報は貴重である。だが、西の「義例」問題についての認識には腑に落ちないところがある。彼のような立場（事務方トップの事務官につぐ職位）の人がなぜこうした認識を書き記したのか、違和感を拭い去れない。

本稿で引用した編修綱領関係の情報を西が知らなかったとは到底思えない。何か別の意図でもあるのであろうか。また、根本的なことではあるが、彼が言う「義例」とはどのようなものであるのか、という点など、わからないこともある。さらに総裁に提出されたものなのか、提出されたが正式に受理されたのか、という点など、わからないこともある。さらに、「案」・「別記其他細則」がない点などが気になる。いずれにしてもいろいろなことが頭を過るのであるが、今は更なる史料の発掘を行い突き詰めて行くしかないと考えている。

昭和九年五月、西忠義は逝去する。幕末・維新时期に生まれ目まぐるしく変化した時代、明治、大正、昭和を駆け抜けた彼は、「明治天皇紀」の完成を見届けている。どのような思いを抱いたのであろうか。

なお、最後に今後の課題を述べておきたい。編修を推し進めるのは何も天皇紀の執筆に従事した局員たちのみではない。西忠義をはじめ事務方の局員たちも編修に必要と判断された資料蒐集の現場に立ち業務をこなしていた。よって「明治天皇紀」本文の執筆に従事した局員たちは勿論のこと、西をはじめとする事務方の局員、例えば近藤久敬（幹事）、黒沢次久（主事）、豊原資清（主事・事務官）、藤井宇多治郎（事務官）たちの史料を発掘する必要がある。それにより「明治天皇紀」編修の実際をより一層幅広く、奥深く知ることができ、延いては彼らがどのような天皇観を持ち、明治という時代をどのように描こうとしていたのかを解明するベースが形成されるからである。

註

- (1) 永山政能編輯『西忠義翁德行録』（日高実業協会、一九三三年）二五〇～二五六頁。
- (2) 西の経歴については、前掲『西忠義翁德行録』所収「西翁閔歴抄録」を基本とし、内容によりその他の史料も参照した。
- (3) 「足尾銅山鉍毒事件善後策」(前掲『西忠義翁德行録』一八〇頁)、「田中正造翁のこと」(同、二〇三～二〇四頁)、「足尾銅山鉍毒事件」(同、二八〇～二八一頁)。なお足尾鉍毒事件に関連して県庁や政府の関係者などが現地視察する際、その対応などで西が多忙を極めていた様子が前掲「西翁閔歴抄録」に記されている。
- (4) 藤波の経歴については、帝国馬匹協会編『明治大正馬政功勞十一氏事蹟』(帝国馬匹協会、一九三七年)、柴田紳一「藤波言忠伝」(藤波家文書研究会編『大中臣祭主藤波家の歴史』(続群書類完成会、一九九三年)所収)を参照した。
- (5) 下総御料牧場については、『下総御料牧場沿革誌』(下総御料牧場、一八九四年)、宮内庁『下総御料牧場史』(宮内庁、一九七四年)などを参照した。
- (6) 新冠御料牧場については、『新冠御料牧場沿革誌』(新冠御料牧場、一八九六年)、新冠町史編さん委員会編『新冠町史』(新冠町、一九六六年)、山本融定『日高国新冠御料牧場史』(みやま書房、一九八五年)などを参照した。
- (7) 前掲『明治大正馬政功勞十一氏事蹟』五～七頁。

- (8) 『明治天皇紀』第五(吉川弘文館、一九七一年)八四九頁。
- (9) 『明治天皇紀』第六(吉川弘文館、一九七一年)一五二～一五三頁。
- (10) 主馬寮は、明治一九年に制定された宮内省官制により設置され、その職掌は馬匹調習、飼育、車駕乗具とされた。
- (11) 交流が如何に頻繁であったかは前掲「西翁閔歴抄録」から理解される。
- (12) 前掲「西翁閔歴抄録」明治四二年八月一七日条、「怪我」(前掲「西忠義翁德行録」二七四～二七六頁)。
- (13) 前掲「西翁閔歴抄録」明治四二年二月八日条。
- (14) 前掲「西忠義翁德行録」五～六頁。
- (15) 西神社については「生祠」(前掲「西忠義翁德行録」四～二八頁)に詳しい。なお、本節に関しては、平井誠二「明治天皇と藤波言忠・西忠義」(『神園』第二〇号、二〇一八年)を参照させていただいた。ここに感謝の意を表します。
- (16) 西が藤波の業績を纏めたものとして「明治天皇と藤波言忠子爵」(『財団法人明治聖徳記念学会紀要』第三八号、一九三二年)がある。この論稿の根底に彼の藤波への強い信頼感があることを感じる。
- (17) 前掲「西翁閔歴抄録」大正元年一〇月一四日条。
- (18) 前掲「編修事務二閔スル意見書」。
- (19) なお西は、大正元年二月、小田原市から東京市牛込区に移転する(前掲「西翁閔歴抄録」大正元年二月二日条)。
- (20) 西尾市岩瀬文庫所蔵。函番号・一六五―一七。
- (21) 拙稿「宮内省における『明治天皇実録』の編修について——『明治天皇紀』との関連に着目して——」(『中央史学』第三二号、二〇〇八年)。
- (22) 臨時(帝室)編修局による「明治天皇紀」の編修については、拙稿「明治天皇紀」編修と金子堅太郎(『日本歴史』第六六一号、二〇〇三年)、「明治天皇紀」編修と近現代の歴史学(『明治聖徳記念学会紀要』復刊五七号、二〇二〇年)などを参照。
- (23) 『明治天皇紀』編修史料の一斑(『明治聖徳記念学会紀要』復刊五七号、二〇二〇年)などを参照。
- (24) 西は、関東大震災時、東京市麴町区永田町に設けられていた臨時帝室編修局の庁舎の防火に尽力奮闘したのであるが、胸部を負傷し、以後、治療を続けることになったという(寛文吉「西忠義翁逸事」(『西忠義翁德行録』三一―三三三頁))。
- (25) なお西は、昭和四年五月、神奈川県大磯町に移転する(前掲「西翁閔歴抄録」昭和四年五月二五日条)。
- (26) 竹越の編修については拙稿「明治天皇紀」編修と竹越與三郎(『鴨台史学』第一二号、二〇二二年三月)を参照。

- (26) 「明治天皇紀編修二十年 編修経過と感想」〔明治史研究（楽浪書院、一九三四年）所収〕。
- (27) 宮内公文書館所蔵／臨時帝室編修局「例規録」五（自大正三年至昭和八年）（識別番号：11279-5）。
- (28) 宮内公文書館所蔵／図書寮「例規録」〔自明治四一年至明治四四年）（識別番号：12687）。
- (29) 宮内公文書館所蔵／臨時帝室編修局「例規録」一（自大正三年至昭和八年）（識別番号：11279-1）。
- (30) 宮内公文書館所蔵／臨時帝室編修局「例規録」四（自大正三年至昭和八年）（識別番号：11279-4）など。詳しくは註(22)の諸論稿を参照。
- (31)～(34) 前掲／臨時帝室編修局「例規録」一（自大正三年至昭和八年）。
- (35) この話は、熊沢一衛「青山余影田中光頭小伝（青山書店、一九二四年）」第二十二章 最後の御奉公（臨時帝室編修局総裁）〔四九三～五〇八頁〕から引用したものである。なお、反対勢力について『青山余影田中光頭小伝』は「貴族院一部の人士」と表現したり、また臨時帝室編修局の「一属僚」が語った話を掲げているが、筆者はこれらの話を検討する材料を持っていない。
- (36) 田中被免後、しばらく金子が総裁職務を代行する。金子、大正一一年四月、総裁に就任。
- (37) 前掲「第二十二章 最後の御奉公（臨時帝室編修局総裁）」（四九九頁）。なお、この話は一次史料により確認したものである。なので、どこまでが事実なのかわからないが、田中の総裁就任期間があまりにも短いことから、そこには右のような事情が絡んでいたのかもしれない。ことの真相は今後の調査に俟ちたい。なお、従前の合併論については拙稿「維新史料編纂会と臨時編修局との合併問題と協定書の成立過程について——特に井上馨と金子堅太郎の動向を中心として——」〔日本大学精神文化研究所紀要』第三六集、二〇〇五年三月）を参照。
- (38) 詳しくは註(22)の諸論稿を参照。
- (39) 前掲『西忠義翁徳行録』所収の「西翁閏歴抄録」は、明治から昭和八年五月までの記事からなるが、年月日まで記されており、これは日記のようなものがないととても復元できるものではない。西の史料が戦災などで被害をうけずどこかに保管されているのを祈るばかりである。

（明治聖徳記念学会会員）